

行政が保有する災害時要援護者の個人情報提供に係る条例整備に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 趣 旨

行政が保有する災害時要援護者の個人情報（名簿）を、要援護者からの拒否の意思表示がない限り、自治会町内会等地域の防災組織に提供する「情報共有方式」も選択できるよう、その根拠となる条例の整備等を進めることに伴い、10月1日から31日までの1か月間、パブリックコメントを実施しました。

このたび、実施結果と今後の対応、スケジュール、条例案の考え方をまとめましたので、報告します。

2 パブリックコメント実施概要

- (1) 意見募集期間 平成24年10月1日（月）～10月31日（水）
- (2) 意見提出方法 郵送、電子メール、FAX
- (3) 意見の周知方法

ア リーフレット（約9,000部）配布

配布場所：区役所、市役所市民情報センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点等

イ 健康福祉局福祉保健課ホームページへの掲載

ウ 関係機関・団体等への説明

横浜市町内会連合会（区連合町内会）、横浜市民生委員・児童委員協議会（区民生委員・児童委員協議会）、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者家族連合会、認知症の人と家族の会神奈川県支部、地域ケアプラザ所長会、障害者地域活動ホーム連絡会、区社会福祉協議会事務局次長会等に説明

3 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見数 319 件（提出意見数 211 件、関係機関・団体等説明時意見数 108 件）

※ 提出者数 95 人（2 団体含）

（提出方法 郵送 63 人、電子メール 18 人、FAX他 14 人）

- (2) 意見概要

意見の傾向としては、「情報共有方式（条例を根拠にした情報提供方式）」導入に賛同する意見が、約8割を占めています。情報共有方式の導入に賛同した上で、要援護者情報の提供、情報の共有は必要、名簿提供後の具体的な取組が大切といった災害時要援護者支援に積極的な意見が多く寄せられました。

一方で、「情報共有方式」に反対する意見は約14%で、情報漏えい、支援者不足の課題を指摘する意見もあり、賛同する意見の中にもその点を課題と考える意見が見られます。

個人情報の保護と活用のバランスに配慮した情報の管理・活用の仕組みづくり、災害に備えた日頃からの地域での見守り、支えあいの取組の推進、支援者の発掘等が求められています。

【内容別意見数】

| 意見内容 | 件数 | 割合 |
|--------------------------------------------------|-------|-----|
| 情報共有方式に賛同する・前向きな意見 | 255 件 | 80% |
| 情報共有方式導入に賛同する意見 (要援護者情報の提供、情報の共有は必要等) | 55 件 | |
| 対象者に関する意見 (対象者を広げた方がいい等) | 33 件 | |
| 提供情報に関する意見 (提供情報を増やした方がいい等) | 11 件 | |
| 情報提供先に関する意見 (民生委員にも提供してほしい等) | 24 件 | |
| 拒否の意思表示に関する意見 (災害発生時は拒否した人も支援すべき等) | 20 件 | |
| 情報共有方式全般 (運用方法等) に関する意見 (名簿はいつからもらえるのか等) | 31 件 | |
| 情報管理に関する意見 (管理方法も教えてもらえると安心等) | 18 件 | |
| 災害に備えた取組に関する意見 (名簿提供後の具体的な取組が大切等) | 62 件 | |
| その他 (激励) | 1 件 | |
| 情報共有方式に反対する意見 | 43 件 | 14% |
| 情報共有方式導入に反対、懐疑的な意見 (他の方式があればよい、プライバシーが侵害される等) | 14 件 | |
| 対象者に関する意見 (自治会未加入者まで対応が難しい等) | 5 件 | |
| 提供情報に関する意見 (提供するの是对象者の人数のみでよい) | 1 件 | |
| 情報提供先に関する意見 (自治会町内会には負担が大きい等) | 6 件 | |
| 拒否の意思表示に関する意見 (通知の意味がわからない人がいる) | 2 件 | |
| 情報共有方式全般 (運用方法等) に関する意見 (平時はかかわりたくない等) | 2 件 | |
| 情報管理に関する意見 (管理体制が不安、漏えいの課題がある) | 7 件 | |
| 災害に備えた取組に関する意見 (見守りと災害対策は別である、支援者が不足している等) | 6 件 | |
| その他 (パブリックコメント実施方法、条例の内容、 災害時要援護者支援事業に対する質問等) | 21 件 | 6% |
| 合 計 | 319 件 | |

4 今後の対応、スケジュール

パブリックコメント実施結果を踏まえ、市防災計画における災害時要援護者対策を推進する観点から、本市震災対策条例の改正案を平成 25 年市会第 1 回定例会に提案する予定です。

5 条例案の考え方 (次の趣旨を盛り込むよう今後調整)

- ・災害時要援護者の安否確認や支援活動が円滑に行われるよう、市として体制を整備するとともに、日頃から地域の自主的な支えあいの取組を支援すること
- ・日頃から地域の自主的な支えあいの取組を支援するために、保有個人情報をもとに自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供し必要な個人情報を共有させることができること
- ・個人情報の提供を受けた者は、適正に取り扱わなければならないこと